

平成29年教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年3月19日（月）
開会：午後1時00分 閉会：午後1時10分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
○議案第21号 大津市指定文化財の指定について
- 4 出席委員等
日渡委員（教育長職務代理者）、前田委員、八田委員
- 5 事務局出席者
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、杉江文化財保護課長、西本教育総務課主事
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長職務代理者が臨時会の開会を宣言

○議案第21号 大津市指定文化財の指定について

【説明】

○杉江文化財保護課長 「津田三蔵関係資料(294点)」及び「旧正蔵坊庭園(541.095㎡)」につき、大津市指定有形文化財又は大津市指定名勝に指定し、その旨を4月1日付で告示しようとするものである。

これらの物件については、大津市文化財専門委員会へ諮問した結果、大津市指定文化財として指定することが適当であるとの答申を得ている。また指定にあたって、所有者の同意も取得済みである。

【質疑】

○日渡教育長職務代理者 所有者にとって、指定されることによるメリット・デメリットはあるのか。

○杉江文化財保護課長 メリットが3点ある。1点目は、名勝に指定された土地は、土地が使えなくなるため、その固定資産税が非課税となること、2点目は、維持管理コストの補助として、市から毎年定額の補助金が出ること、3点目は、将来傷んできた際に、修理に対し市から補助金が出ることである。

○日渡教育長職務代理者 土地が使えなくなるとはどういうことか。

○杉江文化財保護課長 本件土地の場合、庭の形を保つ必要があるため、庭を潰して土地を別の用途に転用するということができなくなる。その意味で、通常の土地として活用ができなくなるということである。現状のまま庭として使用することは差し支えない。

【採決】 可決

閉会 教育長職務代理者が臨時会の閉会を宣言